

国民健康保険被保険者証（保険証）の裏面について

※一部負担金（診療を受けるときに支払う金額）の割合

- 下記以外…保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）の3割
- 6歳の誕生日以後の最初の3月31日（誕生日が4月1日である場合はその前日の3月31日）以前の場合…2割
- 70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合…高齢受給者証に示す割合

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）

〔心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球〕

（署名）

（署名年月日）

意思表示欄保護シール

- ・このシールは、記入の有無にかかわらず、臓器提供意思表示欄の上に貼ってご使用ください。このシールは一度はがすと再び貼ることはできません。
- ・社会保険等に加入した場合は、新しい保険証と国民健康保険証を市町国民健康保険担当課にお持ちいただき、必ず保険の切り替え手続きを行ってください。

記入の有無にかかわらず、「意思表示保護シール」を貼ってご利用ください

臓器提供意思表示欄の記入についてのQ&A

Q1 臓器提供に関する意思表示は必ず保険証に記入しなければなりませんか？

A1 意思表示の記入は任意で、記入を義務付けるものではありません。

Q2 意思表示の記載内容を変更するには？

A2 保護シールを貼ったあとに内容を訂正する場合は、シールをはがして、二重線を引くなどで訂正してください。新しい保護シールは市民課窓口にあります。